

令和5年9月議会

保健福祉委員会 資料

- 1 専決処分の報告について P 2
- 2 条例議案 P 3
- 3 令和5年度 9月補正予算 P 5

保健福祉局

議案第149号

「令和5年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告」のうち
保健福祉局所管分の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」について

エネルギー・食料品等の価格高騰の影響を受けている低所得世帯（住民税非課税世帯等）への支援を行う標記の事業については、令和5年4月の臨時会で予算を承認いただき、実施していたが、支給世帯数が当初の見込みを上回り、8月には予算の不足が生じることとなった。

本給付金は、速やかな支給が求められていることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記のとおり、令和5年度一般会計補正予算を専決処分したものの。

記

【専決事項】

令和5年度北九州市一般会計補正予算

補正額 600,000千円 (補正前の額 4,875,000千円)
(補正後の額 5,475,000千円)

〔歳入〕 18款 国庫支出金 2項 国庫補助金 2目 保健福祉費国庫補助金
〔歳出〕 3款 保健福祉費 2項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費

議案第151号

北九州市旅館業法施行条例の一部改正について

1 改正理由

令和5年6月14日に生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「改正法」という。）が公布され、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなった。

これにより、営業者が旅館業の事業譲渡を行う場合において、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することが可能となることから、北九州市旅館業法施行条例（平成15年条例第12号。以下「条例」という。）において、事業譲渡による営業者の地位の承継に係る規定を追加するとともに、引用する旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の規定に条項ずれが生じるため、条例の規定の整備を行うもの。

2 改正内容

(1) 事業譲渡による営業者の地位の承継に係る規定の追加（第6条、第10条関係）

改正法により、事業譲渡による営業者の地位の承継に係る規定が追加されたことを受け、条例第6条第1項、第6条第2項及び第10条第2項中に引用する法の規定を追加する。

改正条項（内容）	現行	改正後
第6条第1項 （施設の設定場所）	（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）	（ <u>法第3条の2第2項</u> 、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。）
第6条第2項 〔関係機関への 意見聴取〕	（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）	（ <u>法第3条の2第2項</u> 、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。）
第10条第2項 （承認申請手数料）	法第3条の2第1項又は第3条の3第1項	<u>法第3条の2第1項</u> 、第3条の3第1項又は第3条の4第1項

・合併・分割：法第3条の2
・相続：法第3条の3

・事業譲渡：法第3条の2
・合併・分割：法第3条の3
・相続：法第3条の4

(2) 条例に引用する法の規定の条項ずれに伴う規定の整備（第9条関係）

法の条項ずれに伴い、条例第9条中「法第5条第3号」を「法第5条第1項第4号」に改める。

改正条項（内容）	現行	改正後
第9条 （宿泊拒否の事由）	<u>法第5条第3号</u>	<u>法第5条第1項第4号</u>

3 施行期日

規則で定める日*

※改正法の公布の日（令和5年6月14日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

なお、法改正後の北九州市旅館業法施行条例第10条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行われた申請に適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。

4 参考

営業者の地位の承継申請に係る手数料の改正（第10条関係）

種別	現行	改正後
事業譲渡 《個人・法人》	新規営業許可申請 (手数料 22,000 円)	承認申請【新設】 (手数料 7,400 円*)
合併・分割 《法人》	承認申請 (手数料 7,400 円)	《現行のとおり》
相続 《個人》	承認申請 (手数料 7,400 円)	《現行のとおり》

※事業譲渡による営業者の地位の承継申請に係る手数料は、既存の承認申請手続（相続、分割・合併）と同額の手数料を設定することとする。

令和5年度 9月補正予算総括表

保健福祉局

○議案第168号「令和5年度北九州市一般会計補正予算」のうち保健福祉局所管分

【歳出補正】 「令和5年度 北九州市補正予算に関する説明書（9月議会提出）」P10～11

(単位：千円)

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
3.2.2	障害者福祉費	52,807,263	16,474	52,823,737
	医療的ケア児レスパイト事業経費 【概要】 医療的ケアを必要とする在宅の子どもの看護や介護を行う家族の負担を軽減するため、訪問看護ステーションを利用する家族に対する助成（在宅以外での利用を拡充）に要する経費。	3,300	11,000	14,300
	障害福祉分野のICT導入モデル事業経費 【概要】 障害福祉現場のICTの活用により、障害福祉サービス事業所等における業務効率化及び職員の業務負担軽減の推進に要する経費。	0	5,474	5,474
3.2.7	社会福祉施設整備事業費	242,776	566,800	809,576
	社会福祉施設整備事業費 【概要】 社会福祉法人等が障害福祉施設を整備する費用の一部補助に要する経費。	0	566,800	566,800
3.8.1	繰出金	33,302,279	32,000	33,334,279
	食肉センター特別会計繰出金 【概要】 食肉センターにおける老朽化した機械設備等の修繕等に要する経費。	148,331	32,000	180,331
合 計			615,274	

【歳入補正】 「令和5年度 北九州市補正予算に関する説明書（9月議会提出）」P3, 4, 6

(単位：千円)

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
18.2.2	保健福祉費国庫補助金	10,740,176	381,415	11,121,591
	社会福祉費補助金	7,341,693	381,415	7,723,108
19.2.2	保健福祉費県補助金	1,313,819	5,500	1,319,319
	社会福祉費補助金	830,000	5,500	835,500
25.1.2	保健福祉債	561,600	151,000	712,600
	社会福祉債	230,300	151,000	381,300
合 計			537,915	

○議案第169号「令和5年度 北九州市食肉センター特別会計補正予算」

【歳出補正】 「令和5年度 北九州市補正予算に関する説明書（9月議会提出）」P22

(単位：千円)

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
1.1.1	食肉センター管理費 【概要】 食肉センターにおける老朽化した機械設備等の修繕等に要する経費。	304,982	32,000	336,982
合 計			32,000	

【歳入補正】 「令和5年度 北九州市補正予算に関する説明書（9月議会提出）」P21

(単位：千円)

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
3.1.1	一般会計繰入金	148,331	32,000	180,331
合 計			32,000	

○議案第171号「令和5年度 北九州市介護保険特別会計補正予算」

【歳出補正】 「令和5年度 北九州市補正予算に関する説明書（9月議会提出）」P30

(単位：千円)

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
5.1.1	介護給付準備基金積立金 【概要】 介護保険料の剰余分について、介護給付準備基金に積み立てるもの。	1,459	1,312,136	1,313,595
6.1.2	償還金 【概要】 国・県から受け入れた介護給付費負担金等の超過金を返還するもの。	10	2,081,522	2,081,532
合 計			3,393,658	

【歳入補正】 「令和5年度 北九州市補正予算に関する説明書（9月議会提出）」P29

(単位：千円)

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
9.1.1	繰越金 【概要】 令和4年度決算に伴い発生した介護保険料の剰余等の繰越金。	541,414	3,393,658	3,935,072
合 計			3,393,658	